

鳥取県地域みんなが進めるあいサポート運動啓発活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県地域みんなが進めるあいサポート運動啓発活動支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域の住民や事業者、学生等に対するあいサポート運動の普及啓発活動を支援することにより、地域全体でのあいサポート運動への参画を促し、障がいのあるなしにかかわらず、お互いを尊重し、支え合う地域社会（共生社会）を実現することを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる団体に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、当該補助事業に係るその他の収入（本補助金を除く。）の額を差し引いた額（千円未満の端数は切り捨て）以下とし、10万円を上限とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、毎年度2月末日までに行わなければならない。ただし、福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長が別に定める場合はこの限りでない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。
- (1) 前条第1項で交付決定のあった補助金の増額を伴うもの。
- (2) 前条第1項の交付決定に係る交付申請書に記載した補助事業の目的を変更するもの。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号及び口座振込依頼書によるものとする。
 - 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月13日から施行し、令和6年度に実施する事業から適用する。

なお、この要綱施行日以前に、別表の2の事業実施主体が同表の1の補助事業を実施している場合は、規則第5条に規定する交付申請において、当該補助事業の内容を含めることができるものとする。

別表（第3条、第6条関係）

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費
地域住民、事業者、学生等に対するあいサポート運動 ^(注1) の説明会・研修会の開催、チラシ配布、個別訪問等、その他普及啓発に係る取組	県内の法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く） ^(注2)	1に掲げる事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費）、役務費（手数料、通信運搬費、筆耕翻訳料）、使用料及び賃借料とする。

（注1）あいサポート運動について

鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（平成29年鳥取県条例第27号）第9条に規定する障がいの特性についての理解を深めるとともに、障がい者が配慮又は支援を必要としている場面において、各々が可能な範囲で障がいの特性に応じた必要な配慮又は支援を行うことにより、障がいの有無にかかわらず、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動。

（注2）事業実施主体は以下の要件をすべて満たすこと。

- 1 団体の本拠としての事務所を県内に有し、主として県内で活動する団体であること。
- 2 企業、団体、組織が会員、組合員等として参画する団体であること。
- 3 定款、寄附行為又は規約等を有し、団体としての意志決定により事業執行ができること。
- 4 独立した経理の機能が確立していること。
- 5 代表者が明らかであること。
- 6 政治活動、宗教活動又は営利事業を目的とする団体ではないこと。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県地域みんなで進めるあいサポート運動啓発活動支援補助金交付申請書

鳥取県地域みんなで進めるあいサポート運動啓発活動支援補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	鳥取県地域みんなで進めるあいサポート運動啓発活動支援補助金
算定基準額(見込み)	
交付申請額	
添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類)

(注)

- 1 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。
- 2 鳥取県補助金等交付規則第6条の2各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

様式第1号（第4条関係、第7条関係）

年度鳥取県地域みんなで進めるあいサポート運動啓発活動支援補助金 事業計画（報告）書

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の内容及び効果	
4 事業実施期間	
5 事業実施場所	
6 対象者・人数	
7 他の補助金の活用の有無	<p>有 ・ 無</p> <p>※他の補助金等の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。 ※「有」の場合は、活用する補助金等名やその事業内容、当該補助金等に係る問い合わせ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。</p>
8 消費税の取り扱い	<p>一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・ 特定収入割合が5%を超えている公益法人等・ 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者</p> <p>※消費税の取り扱いについて、該当するものに○をしてください。</p>
9 特記事項	

（添付書類）

- (1) 団体の概要、役員名等がわかるもの
- (2) 定款、規約または会則等
- (3) 事業内容に関するもの（チラシ、レジユメなど）

様式第2号（第4条関係、第7条関係）

年度鳥取県地域みんなで進めるあいサポート運動啓発活動支援補助金 収支予算（決算）書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予算額	積 算 内 訳
自己資金		
県補助金		鳥取県地域みんなで進めるあいサポート運動啓発活動支援補助金
その他の収入		
合 計		

2 支出の部 (単位：円)

費 目	予算額	積 算 内 訳
合 計		

※欄が不足する場合は、適宜追加して記載すること。

様

職 氏 名

年度鳥取県地域みんなで進めるあいサポート運動啓発活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県地域みんなで進めるあいサポート運動啓発活動支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県地域みんなで進めるあいサポート運動啓発活動支援補助金交付要綱（令和6年5月13日付第202400011113号福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県地域みんなで進めるあいサポート運動啓発活動支援補助金仕入控除
税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定のあった鳥取県地域みんなで進めるあい
サポート運動啓発活動支援補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次
のとおり報告します。

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） | 金 | 円 |
- 5 添付資料
- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号 別紙（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 団体名
- 2 団体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売 上対応分	共通対応 分	非課税仕 入れ	合計
経 費 の 内 訳						

（2）課税売上割合 %

（3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法

様式第2号(第12条関係)

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県地域みんなで進めるあいサポート運動啓発活動支援補助金変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日 第 号による交付決定に係る事業について、下記のとおり変更(中止・廃止)したいので、鳥取県補助金等交付規則第12条第3項の規定により申請します。

記

補 助 金 等 の 名 称	鳥取県地域みんなで進めるあいサポート運動啓発活動支援補助金
交 付 決 定 (内 示) 額	
変 更 (中 止 ・ 廃 止) 後 の 額	
差 引	
変 更 (中 止 ・ 廃 止) の 時 期	
変 更 (中 止 ・ 廃 止) の 理 由	
添 付 書 類	1 変更(中止・廃止)後の事業計画書 2 変更(中止・廃止)後の収支予算書(に準ずる書類)

様式第3号(第17条関係)

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度鳥取県地域みんなで進めるあいサポート運動啓発活動支援補助金実績報告書

年 月 日 第 号による交付決定に係る事業の実績について、鳥取県補助金等交付規則第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補 助 金 等 の 名 称	鳥取県地域みんなで進めるあいサポート運動啓発活動支援補助金	
交 付 決 定	算 定 基 準 額	交 付 決 定 額
実 績		
差 引		
添 付 書 類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)	

口座振込依頼書

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所

氏 名

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

連絡先

鳥取県地域みんなで進めるあいサポート運動啓発活動支援補助金の支払については、下記の口座に振り込んでください。

記

金融機関名			
支店名		コード	
振 込 口 座	預金種別	普通・当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義		

上記口座についての問合せ先

担当者氏名 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____